

○富山市児童館条例

平成17年4月1日

富山市条例第143号

改正 平成17年9月30日富山市条例第320号

平成18年9月26日富山市条例第60号

平成19年3月26日富山市条例第12号

平成20年3月26日富山市条例第15号

平成21年3月23日富山市条例第12号

平成22年9月28日富山市条例第48号

平成23年12月21日富山市条例第41号

平成24年6月29日富山市条例第30号

平成27年3月26日富山市条例第18号

平成30年9月27日富山市条例第52号

(設置)

第1条 本市に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、富山市児童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
1	富山市立五福児童館	富山市五福4431番地1
2	富山市立北部児童館	富山市蓮町一丁目4番11号
3	富山市立山室児童館	富山市高屋敷573番地5
4	富山市立蜷川児童館	富山市下堀77番地7
5	富山市立水橋児童館	富山市水橋中村町240番地11
6	富山市立中央児童館	富山市新富町一丁目2番3号
7	富山市立星井町児童館	富山市星井町二丁目7番11号

8	富山市立東部児童館	富山市石金一丁目5番37号
9	富山市立大沢野児童館	富山市高内64番地
10	富山市立大久保児童館	富山市下大久保2433番地1
11	富山市立婦中中央児童館	富山市婦中町速星750番地2
12	富山市立神保児童館	富山市婦中町上吉川403番地1
13	富山市立山田児童館	富山市山田中瀬106番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童館の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間等)

第5条 児童館の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第6条 児童館を利用できる者は、18歳未満の児童とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、正当な理由なく児童館の利用を拒み、又は制限してはならない。ただし、指定管理者が児童館の管理上利用させるこ

とが不相当と認めた者に対しては、その利用を拒み、又は制限することが出来る。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市児童館条例（昭和45年富山市条例第29号）、大沢野町児童館条例（平成14年大沢野町条例第4号）、大山町児童館設置条例（昭和41年大山町条例第18号）、婦中町立児童館設置条例（昭和58年婦中町条例第9号）又は山田村児童館設置条例（平成13年山田村条例第15号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第320号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日富山市条例第60号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日富山市条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日富山市条例第15号）

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日富山市条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日富山市条例第48号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日富山市条例第41号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日富山市条例第30号）

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日富山市条例第18号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日富山市条例第52号）

この条例は、平成31年3月22日から施行する。ただし、第6条（見出しを含む。）の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	開館時間	休館日
富山市立中央児童館	午前10時から午後6時まで	(1) 毎月（3月及び12月を除く。）の第3火曜日 (2) 2月の第3水曜日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
富山市立五福児童館、富山市立北部児童館、富山市立山室児童館、富山市立蜷川児童館、富山市立水橋児童館及び富山市立山田児童館	(1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで	12月28日から翌年の1月3日までの日
富山市立星井町	午前9時30分から午後6時	12月28日から翌年

児童館及び富山市立東部児童館	まで	の1月4日までの日
富山市立大沢野児童館、富山市立大久保児童館及び富山市立神保児童館	(1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで（夏季休業日、冬季休業日及び学年末・始休業日にあつては、午前8時30分から午後6時まで） (2) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで (3) 日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで	12月28日から翌年の1月3日までの日
富山市立婦中央児童館	(1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで（夏季休業日、冬季休業日及び学年末・始休業日にあつては、午前8時30分から午後5時まで） (2) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで (3) 日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで	12月28日から翌年の1月3日までの日

#### 備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 この表において「夏季休業日」とは7月25日から8月30日

までの日を、「冬季休業日」とは12月25日から翌年の1月7日  
までの日を、「学年末・始休業日」とは3月25日から4月5日ま  
での日をいう。